【規程番号　神女大Ⅲ－005】

神戸女子大学臨床心理センター規程

（設置）

第１条　神戸女子大学に、臨床心理センター（以下「センター」という。）を置く。

（目的）

第２条　センターは、心理相談に関する実践活動とその研究を行うことを通して、神戸女子大学の学生に、心理相談に関する研修の機会を与え、同時に、地域へのサービスに貢献することを目的とする。

（活動）

第３条　センターは、次の活動を行う。

(1) 受け付け予約および受理面接
(2) カウンセリング・遊戯療法・集団療法・箱庭療法・その他必要な心理療法
(3) 心理検査
(4) 他機関への紹介
(5) 心理相談の実践に関する教育とその研究
(6) スーパーヴィジョン
(7) 専門家へのコンサルテーション
(8) 地域社会への心の健康に関する知識と技術の普及
(9) その他、運営委員会において必要と認められた事項

（組織）

第４条　センターの構成員は、センター長・相談員・技術職員（専門業務従事者）とする。また、必要に応じて非常勤相談員や事務担当職員を置くことができる。

（センター長）

第５条　センター長は第８条に規定する運営委員会において相談員の中から選出し、人事委員会の議を経て学長が任命する。

２　センター長の任期は２年とする。ただし再任を妨げず、任期中に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　センター長は、センターを統括、代表するとともに、運営委員会の議長を兼ねる。

４　センター長は、当該年度の事業の経過及び次年度の事業計画を学長に報告し、承認を得るものとする。ただし、学長は承認にあたり教授会の意見を聴くことができる。

（相談員）

第６条　相談員は臨床心理相談業務に関する優れた学識及び経験を有する本学の教授・准教授・講師・助教、助手から、心理学部長の意見を聴き、学長が任命する。

２　相談員は臨床指導員として非常勤相談員に対し必要に応じ適宜指導にあたる。

３　非常勤相談員は、本学の教授，准教授，講師，助教又はセンター長が適任と認める者であり，かつ公認心理師または臨床心理士の資格を有する者を学長が任命する。非常勤相談員は、臨床指導員の指導に従って臨床心理相談業務を行う。

（技術職員）

第７条　技術職員は、公認心理師または臨床心理士の資格を有する者とし、センター長が適任と認める者とする。

２　技術職員は、第３条に定める活動を担当する。

３　技術職員は、臨床指導員として必要に応じて非常勤相談員の指導にあたる。

４　技術職員は、臨床指導員としてセンターで受け入れる実習生の指導にあたる。

（運営委員会）

第８条　センターの運営を審議するために運営委員会を置き、次項に定める委員をもって構成する。

２　運営委員は、センター長・相談員・技術職員とする。

３　運営委員会が必要と認める時は、運営委員以外の者を運営委員会に出席を求めて意見を聴取することができる。

４　運営委員会はセンター長が招集する。

５　運営委員会は次の事項を審議する。

（1）センターの管理、運営に関する事項

（2）事業計画、心理相談の実践に関する教育とその研究に関する事項

（3）予算・決算に関する事項

（4）その他、センターに関する重要な事項

（ケースカンファレンス）

第９条　センター長は、ケースカンファレンスを主催し、相談活動の実際に関して、スタッフ相互の研鑽を図らなければならない。

２　センターにおいて実習を行う学生は、センター長が必要と認めた場合、スタッフの監督指導のもとに、相談面接およびケースカンファレンスに参加し指導を受けることができる。

（料金）

第 10 条　第 3 条に定める相談及びスーパーヴィジョンは、有料とする。

２　相談及びスーパーヴィジョン料は、別に定める。

３　なお、臨床心理センターのイベント開催に伴って心理相談を実施する場合や、研究目的で心理相談を実施する場合に、相談料が無料となることがある。

（守秘義務）

第 11 条　相談活動において知り得た事項は、専門家としての判断のもとに必要と認めた以外、その内容を他に漏らしてはならない。

２　センターで研修を受ける学生が、研修において知り得た事項は、その内容を他に漏らしてはならない。

（研究倫理）

第 12 条　研究目的で来所者の資料を用い公表する場合には、来所者の個人情報を保護する責任をもち、使用目的を説明し書面で同意を得る。さらにセンター長の許可を受けた後、原則として神戸女子大学・神戸女子短期大学人間を対象とする研究倫理委員会の承認を得なくてはならない。

（規程の改廃）

第 13 条　この規程の改廃は、運営委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学附属臨床心理相談室規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。